交野市教育委員会の後援名義使用等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、交野市教育委員会(以下「委員会」という。)以外のものが実施する事業(以下「事業」という。)の後援名義の使用及び賞状交付(以下「後援名義等」という。)の承認に関して、必要な事項を定めることにより、適切な運営を図ることを目的とする。

(申請資格)

- 第2条 後援を受けようとする団体及び賞状交付の承認を受けようとする団体(以下「申請団体」という。)は、次の各号に掲げる条件を満たすものとする。
- (1)教育関係団体又は事業の目的もしくは活動の成果が教育的要素を持つと認められる 団体(政治的団体、宗教的団体及び営利団体を除く。)
- (2) 本市内で過去もしくは現在に活動実績を有する団体又は大阪府下で一般的に知名度があり、堅実な運営実績を有する団体。

(申請)

- 第3条 申請団体は、次の各号に掲げる書類を委員会に提出し、その承認を受けなければ ならない。
- (1)申請書(様式第1号)
- (2) 事業内容のわかる書類(未決定のときは、先に概要を提出し、決定後直ちに正規のものを提出すること。)
- (3) 事業収支を明らかにした予算書。
- (4)会則及び役員名簿。
- (5) その他参考となる書類で委員会が指示したもの。
- 2 前項の規定する申請は、使用日の1月前までに行わなければならない。

(対象事業)

第4条 後援名義の使用等の承認の対象となる事業は、教育や文化の向上及び振興に寄与 するものでなければならない。

(承認)

第5条 委員会は、第3条の規定による申請があったときは、当該事業の内容が次の各号 のいずれにも満たすと認めるものについて、後援名義の使用及び賞状交付の承認をする ことができる。

- (1)全市的な規模にわたるものであって、開催地が交野市又は隣接する場所であること。 ただし、事業の規模及び主旨により特にやむを得ないと認められるものについては、 この限りでない。
- (2) 多くの市民が自由に参加できる事業であること。
- (3) 営利を目的として運営されるものでないこと。
- (4) 政治的又は宗教的活動の意図のあるものでないこと。
- (5) 公序良俗に反するものでないこと。
- (6) 開催の場所は、公衆衛生、災害防止等について必要な設備又は処置が講じられていること。
- (7) 事業実施に際して、金品の寄付、援助、事業参加等の強要のおそれがないこと。
- (8) 暴力団の利益になり、またはそのおそれがあると認められないこと。
- (9)申請者の役員、従業員、社員その他構成員が、暴力団(暴力団による不当な行為の 防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第2条第6号に規定する暴力団員を いう。)及び暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例(平成二十二年大阪府条例第 五十八号)第2条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。)でないこと。
- (10) その他委員会が特に不適当と認めたものでないこと。

(承認等の決定)

- 第6条 委員会は、第3条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交野 市教育委員会後援名義等使用承認(不承認)決定通知書(様式第2号)により申請者に 通知するものとする。
- 2 委員会は、前条の承認の決定につき必要と認めるときは、申請団体に対して資料又は 説明を求め、条件を付し又は適切な指示をすることができる。

(承認の取消し)

- 第7条 委員会は、申請に対し虚偽の申請その他不正な手段であると認めた場合、又は第 5条の規定及び前条第2項の規定に基づく条件又は指示に違反すると認めたときは、後 援名義の使用承認を取り消すことができる。
- 2 委員会は、前項の規定により決定を取り消したときは、その理由を付して、申請者に 対し交野市教育委員会後援名義使用等承認取消通知書(様式第3号)により通知するも

のとする。

3 委員会は、前項の規定により承認を取り消された団体については、それ以後の申請に 対して承認をしないことができる。

(賞状の作成)

第8条 賞状交付における賞状の作成については、申請者において行うものとする。

(報告)

- 第9条 後援名義の使用等の承認を受けた団体は、事業完了後1月以内に次の各号に掲げ る書類を委員会に提出しなければならない。
- (1) 事業報告書(様式第4号)
- (2) 事業の収支を明らかにした決算書
- (3) その他参考となる書類で委員会が指示したもの。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。